



三重県公報

令和3年6月1日 (火)
 第 213 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
112	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	3
113	三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	17
114	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	20
告 示			
365	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	(福利厚生課)	23
366	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	(同)	23
367	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	24
368	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	(大気・水環境課)	25
369	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	25
370	同件	(同)	29
371	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	30
372	同件	(同)	31
373	同件	(同)	32
374	同件	(同)	32
375	同件	(同)	33
376	同件	(同)	34
377	同件	(同)	36
378	同件	(同)	38
379	同件	(同)	39
380	同件	(同)	40
381	同件	(同)	41
382	同件	(同)	42
383	同件	(同)	43
384	同件	(同)	44
385	同件	(同)	45
386	同件	(同)	46
387	同件	(同)	46
388	同件	(同)	47
389	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	49
390	同件	(同)	49
391	同件	(同)	49
392	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	50
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	51

国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	51
同件	(同)	51
同件	(同)	52
同件	(同)	52
同件	(同)	52
同件	(同)	52
土地改良事業の工事の完了	(農地調整課)	53
皆伐面積の限度の公表	(治山林道課)	53
公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	54
公共測量が終了した旨の通知	(同)	54

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百十二号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第一号様式の三までを次のとおり改める。

第1号様式 (第1条関係)

母子福祉資金貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 ^{フリガナ} 氏名 ^{フリガナ} 住所 ^{フリガナ} 氏名
 〒 ー 電話 ()
 生年月日 年 月 日
 個人番号

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

※經由事務所名 及び受付年月日		年 月 日 (第 号)									
取扱者氏名											
※申請受付年月日		年 月 日 (第 号)									
申 請	資金の種類	資金					連 帯 借 主 (児 童)	フリガナ 氏 名			
	金額	金	円					生年月日	年 月 日		
	貸付期間	年 月	～	年 月				住 所			
	据置期間	年	月						続 柄		
	償還方法	年賦	半年賦	月賦					修 学 (就職) 先 名 称		
	償還期間	年 月	～	年 月	年償還						
振込先口座		銀行コード	本・支店コード		普通・当座			口座番号No.			
		銀行・信用金庫・農協		本店・支店							
母子となった原因		1 死別 (病死、交通事故、その他)			2 離別		3 遺棄				
		4 未婚の母			5 生死不明		6 その他				
母子となった年月日 及び配偶者氏名等		年 月 日 氏名 (法律婚・事実婚)									
家 庭 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	就 業 (学) 先	収入 (月額) 千円					
	本 人										
	計	人									

貸付けを受けようとする理由						
返済の財源計画						
他の借入金の状況	種類、番号等	借入金額	借入年月日	未償還額	償還予定年月	借入先
		円		円		
左記の申請者が母子福祉資金の貸付けを受けた上は、保証人として申請者と連帯して責任を負うことを約束します。						
連帯保証人	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日				
	フリガナ住所	〒 ー 電話 ()				
	申請者との間柄	県内在住期間 年				
	職業(勤務先)					
	勤務先所在地					
	収入(年額)	千円				
	資産の状況	不動産、家屋等	千円			
	負債の状況					
※福祉事務所長の意見						
印						

(規格A3)

- 注 1 ※印欄には、申請者は記入しないこと。
- 2 連帯借主(児童)の欄は、修学資金、就学支度資金、就職支度資金又は修業資金の貸付けの場合には、必ず記入すること。

第1号様式の2 (第1条関係)

父子福祉資金貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 ^{フリガナ} 氏名 ^{フリガナ} 住所 ^{フリガナ} 氏名
 〒 一 電話 ()
 生年月日 年 月 日
 個人番号

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

※經由事務所名 及び受付年月日		年 月 日 (第 号)									
取扱者氏名											
※申請受付年月日		年 月 日 (第 号)									
申 請	資金の種類	資金					連 帯 借 主 (児 童)	フリガナ 氏 名			
	金額	金	円					生年月日	年 月 日		
	貸付期間	年 月	～	年 月				住 所			
	据置期間	年	月						続 柄		
	償還方法	年賦	半年賦	月賦					修 学 (就職) 先 名 称		
	償還期間	年 月	～	年 月	年償還						
振込先口座		銀行コード	本・支店コード		普通・当座			口座番号No.			
		銀行・信用金庫・農協		本店・支店							
父子となった原因		1 死別 (病死、交通事故、その他)			2 離別		3 遺棄				
		4 生死不明			5 その他						
父子となった年月日 及び配偶者氏名等		年 月 日 氏名 (法律婚・事実婚)									
家 庭 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	就 業 (学) 先	収入 (月額) 千円					
	本 人										
	計	人									

貸付けを受けようとする理由						
返済の財源計画						
他の借入金の状況	種類、番号等	借入金額	借入年月日	未償還額	償還予定年月	借入先
		円		円		
左記の申請者が父子福祉資金の貸付けを受けた上は、保証人として申請者と連帯して責任を負うことを約束します。						
連帯保証人	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日				
	フリガナ住所	〒 ー 電話 ()				
	申請者との間柄	県内在住期間 年				
	職業(勤務先)					
	勤務先所在地					
	収入(年額)	千円				
	資産の状況	不動産、家屋等	千円			
	負債の状況					
※福祉事務所長の意見						
印						

(規格A3)

- 注 1 ※印欄には、申請者は記入しないこと。
 2 連帯借主(児童)の欄は、修学資金、就学支度資金、就職支度資金又は修業資金の貸付けの場合には、必ず記入すること。

第 1 号様式の 3 (第 1 条関係)

寡婦福祉資金貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 氏名 フリガナ 住所 フリガナ 電話 () 生年月日 年 月 日 個人番号

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

※經由事務所名及び受付年月日		年 月 日 (第 号)							
取扱者氏名									
※申請受付年月日		年 月 日 (第 号)							
申請	資金の種類	資金					連 帯 借 主	氏名 <small>フリガナ</small>	
	金額	金 円 (月額 円× か月)						生年月日	年 月 日
	貸付期間	年 月～ 年 月						住所	
	据置期間	年 月						続柄	
	償還方法	年賦 半年賦 月賦						修学 (就職)先 名 称	
	償還期間	年 月～ 年 月 年償還							
振込先口座		銀行コード	本・支店コード		普通・当座 口座番号No.				
		銀行・信用金庫・農協		本店・支店					
寡婦となった原因		1 死別 (病死、交通事故、その他) 4 未婚の母		2 離別 5 生死不明		3 遺棄 6 その他			
寡婦となった年月日及び配偶者氏名等		年 月 日 氏名 (法律婚・事実婚)							
家庭 の 状 況	続柄	氏名	年齢	職業	就業 (学) 先	収入 (月額) 千円			
	本人								
	計	人							

貸付けを受けようとする理由						
返済の財源計画						
他の借入金の状況	種類、番号等	借入金額	借入年月日	未償還額	償還予定年月	借入先
		円		円		
左記の申請者が寡婦福祉資金の貸付けを受けた上は、保証人として申請者と連帯して責任を負うことを約束します。						
連帯保証人	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日				
	フリガナ住所	〒 ー 電 話 ()				
	申請者との間柄	県内在住期間 年				
	職業(勤務先)					
	勤務先所在地					
	収入(年額)	千円				
	資産の状況	不動産、家屋等	千円			
	負債の状況					
※福祉事務所長の意見						
印						

(規格A3)

- 注 1 ※印欄には、申請者は記入しないこと。
 2 連帯借主の欄は、修学資金、就学支度資金、就職支度資金又は修業資金の貸付けの場合には、必ず記入すること。

第九号様式の三から第十号様式の三までを次のように改める。

第9号様式の3（第1条関係）

福祉事務所経由	
貸付決定番号第	号

年 月 日

母子
父子
寡婦
福祉資金継続貸付申請書

三重県知事 宛て

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ()
個人番号
フリガナ
親権を行う者 住 所
フリガナ
(後見人) 氏 名
電話番号 ()

(借主) に対して貸し付けられておりました次の資金については、継続して貸付を受けたいので申請します。

記

福祉資金の種類	貸付番号	資金種別
継続の理由		

貸し付けられた福祉資金については、申請者と連帯して債務を負担することを承諾します。

連帯保証人 住 所
氏 名

※ 申請者の印鑑登録証明及び借主が死亡したことを証明する書類を添付すること。

(規格A4)

第10号様式（第1条関係）

母子福祉資金団体貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地
名称
代表者氏名

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

経由		受付年月日 及び番号		取扱者 氏名	
申請	申請 ※受付 年月日	年 月 日 (第 号)		貸付決定 年月日	年 月 日 (第 号)
	資金の 種類	資金		資金の 種類	資金
	金額	円		金額	円
	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで		貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
	償還期限	年 月 日		償還期限	年 月 日
	償還方法	年賦 半年賦 月賦 年償還		償還方法	年賦 半年賦 月賦 年償還
	据置期間	年 月		据置期間	年 月
理事	住 所			氏 名	
団体の資産状況					
貸付けを受けようとする事業概要					
資金使途計画					
この事業に使用される者の氏名、住所及び家庭の状況					
※福祉事務所長の意見					印

(規格A4)

- 注 1 ※印欄以外は、もれなく記入のこと。
2 定款及び事業計画書を添付すること。

第10号様式の2（第1条関係）

父子福祉資金団体貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

経由		受付年月日 及び番号		取扱者 氏名	
申 請	申請 ※受付 年月日	年 月 日 (第 号)		貸付決定 年月日	年 月 日 (第 号)
	資金の 種類	資金		資金の 種類	資金
	金額	円		金額	円
	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで		貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
	償還期限	年 月 日		償還期限	年 月 日
	償還方法	年賦 半年賦 月賦 年償還		償還方法	年賦 半年賦 月賦 年償還
	据置期間	年 月		据置期間	年 月
理 事	住 所			氏 名	
団体の資産状況					
貸付けを受けようとする事業概要					
資金使途計画					
この事業に使用される者の氏名、住所及び家庭の状況					
※福祉事務所長の意見					印

(規格A4)

- 注 1 ※印欄以外は、もれなく記入のこと。
2 定款及び事業計画書を添付すること。

第10号様式の3 (第1条関係)

寡婦福祉資金団体貸付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

經由		受付年月日 及び番号		取扱者 氏名	
申請	申請 ※受付 年月日	年 月 日 (第 号)		貸付決定 年月日	年 月 日 (第 号)
	資金の 種類	資金		資金の 種類	資金
	金額	円		金額	円
	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで		貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
	償還期限	年 月 日		償還期限	年 月 日
	償還方法	年賦 半年賦 月賦 年償還		償還方法	年賦 半年賦 月賦 年償還
	据置期間	年 月		据置期間	年 月
理事	住 所			氏 名	
団体の資産状況					
貸付けを受けようとする事業概要					
資金使途計画					
この事業に使用される者の氏名、住所及び家庭の状況					
※福祉事務所長の意見					印

(規格A4)

- 注 1 ※印欄以外は、もれなく記入のこと。
2 定款及び事業計画書を添付すること。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第3条関係）

福祉事務所経由
貸付決定番号第 号

氏名、住所等変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

〒 ー TEL ()

フリガナ
住 所

フリガナ
氏 名※

下記のとおり を変更したので届け出ます。

記

- 1 フリガナ
変 更 後
- 2 変 更 前

※償還者変更の届出には、実印（印鑑登録済の印）を押印し、印鑑登録証明書を添付すること（提出済の場合を除く）。

（規格A4）

第十六号様式、第十七号様式、第十七号様式の四、第十八号様式、第十九号様式、第二十号様式、第二十一号様式、第二十一号様式の三及び第二十四号様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(次項において「旧細則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百十三号

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則

三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成十年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
第二十二号様式を次のように改める。

第 22 号様式(第 28 条関係)

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

受付印

年月日	主たる事務所の所在地	〒	電話 ()	—
			FAX ()	—
	(フリガナ)			
	名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
三重県知事 宛て	認定 (特例認定) の有効期間		事業年度	
	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	提出しない場合	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (____ 年度)		
	最後に職員給与規程を提出した事業年度 (____ 年度)	⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く)		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (口に係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		認定基準等チェック表 (第 3 表) ※ 「ロ」 の欄の記載は必要ありません。 「役員 の状況」 第 3 表付表 1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」 第 3 表付表 2	
③ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表 (第 4 表) (初葉)	
		認定基準等チェック表 (第 5 表)	
		認定基準等チェック表 (第 7 表)	
		欠格事由チェック表	

備考 1 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月 7 日以内に、同法第 54 条第 2 項に掲げる書類を、所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要があります。

2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

3 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第 3 表付表 1・2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 3 表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

（規格 A4）

附 則

この規則は、令和三年六月九日から施行する。

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百十四号

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 23 条関係）

受付印

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日 三重県知事 宛て	主たる事務所の所在地	〒	電話 () — FAX () —
	(フリガナ)		
	法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	直近の指定日		年 月 日
前事業年度		自 年 月 日 至 年 月 日	

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第 11 条第 1 項の規定により、以下の書類を提出します。

		チェック欄		
(1) 前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類			④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く） ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
提出しない場合			⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (____ 年度)				
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (____ 年度)				
(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類			(4) 条例第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 7 号、第 8 号イ及びロ、第 9 号、第 10 号及び第 11 号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項			条例第 4 条第 1 項第 1 号基準チェック表 (第 1 表)	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引			条例第 4 条第 1 項第 2 号基準チェック表 (第 2 表)	
③ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			条例第 4 条第 1 項第 7 号基準チェック表 (第 7 表)	
			「役員の状況」 (第 7 表付表 1)	
			監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」 (第 7 表付表 2)	
			条例第 4 条第 1 項第 8 号基準チェック表 (第 8 表) 初葉	
			役員等に対する報酬等の状況 (第 8 表付表 1)	
			役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第 8 表付表 2)	
			条例第 4 条第 1 項第 9 号基準チェック表 (第 9 表)	
			条例第 4 条第 1 項第 10 号基準チェック表 (第 10 表)	
			条例第 4 条第 1 項第 11 号基準チェック表 (第 11 表)	
			欠格事由チェック表	

- 備考 1 指定特定非営利活動法人は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第 11 条第 1 項の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月 7 日以内に、同条例第 10 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる書類（同項第 4 号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を、知事に提出する必要があります。ただし、同条例第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではありません。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この提出書を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

(規格 A4)

附 則

この規則は、令和3年六月九日から施行する。

告 示

三重県告示第 365 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成6年三重県告示第265号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第5条の3第1項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第5条の3第1項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円	20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円	20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円	25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円	30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円	35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円	40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円	45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円	50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円	55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円	60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円	65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,384円	70歳以上	3,970円	13,342円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

三重県告示第 366 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三重県条例第43号）第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額(平成 11 年三重県告示第 261 号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>171,650円</u> を超えるときは、 <u>171,650円</u>)	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>166,950円</u> を超えるときは、 <u>166,950円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>73,090円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>73,090円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>72,990円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>72,990円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>85,780円</u> を超えるときは、 <u>85,780円</u>)	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>83,480円</u> を超えるときは、 <u>83,480円</u>)
	2 (略)	(略)		2 (略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

三重県告示第 367 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	ありよし調剤薬局	桑名市西別所 996 番地 6	令和3年5月1日
薬局	ほくせい調剤薬局	いなべ市北勢町中山 16 番地 7	令和3年5月1日
薬局	とういん調剤薬局	員弁郡東員町大字六把野新田 130 番地 5	令和3年5月1日
薬局	健やか薬局白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	令和3年5月1日

三重県告示第 368 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
鈴鹿市南玉垣町 4978-1 の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)

三重県告示第 369 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
三東林業株式会社
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市上阿波字簗輪谷 945
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
中西 知恵子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市上阿波字黒岩 964 の 10
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

永峰 傳次

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字黒岩 964 の 21

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

生田 政信

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 3、969 の 20

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

株式会社三景商事

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

坂口 岩吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

新日本林業株式会社

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

森田 元三郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

松本 眞喜子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 22

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

松本 君代

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 22

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

山口 敏明

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 969 の 23

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

- 1 通知することができない者の氏名

加道 熊吉

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字廻り途 973 の 3

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

- 1 通知することができない者の氏名

清水 吉章

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字叢輪谷 930 の 10

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 370 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 通知することができない者の氏名

中 壽子

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市法花字東出 3046

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 371 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ津高茶屋店

津市高茶屋小森町字中山 1366 番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社武嶋	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目 8 番 99 号	武嶋 純

3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

4 変更理由

代表者変更及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和3年6月1日から同年10月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ久居庄田店
津市庄田町2442番地の1

- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣

- 3 変更年月日

令和3年2月21日

- 4 変更理由

代表者の変更のため

- 5 届出の日

令和3年4月30日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 373 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット伊勢二見店
伊勢市二見町山田原持垣外 117-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 374 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ三雲店
松阪市小舟江町91

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第375号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ松阪ショッピングセンター
松阪市下村町 594-1 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
トップメディアホールディング株式会社	愛知県安城市三河安城南町 1 番地 9-5	吉村 栄治

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

4 変更理由

代表者変更及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 376 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アドバンスモール松阪
松阪市小黒田町字池田 1-1 番地ほか 233 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アドバンス中央	松阪市田村町 235 番地 1	村井 浩一
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アドバンス中央	松阪市田村町 235 番地 1	村井 浩一
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1	疋田 直太郎
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4	北島 常好
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王 1 丁目 4 番 10 号	田中 公雄
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江 62-1	杉浦 広一
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添 1 丁目 1 番 1 号	後藤 達也
株式会社フレンズ	松阪市日野町 646	中村 保之
株式会社マスタ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1	疋田 直太郎
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4	鈴木 誠
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王 1 丁目 4 番 10 号	田中 公雄
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城一丁目 8 番地 4	杉浦 広一
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添 1 丁目 1 番 1 号	後藤 達也
株式会社フレンズ	松阪市日野町 646	中村 保之
株式会社マスタ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子

3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

4 変更理由

代表者及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 377 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール明和

多気郡明和町大字中村字長波賀 1223 番地ほか 71 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目 3 番 5 号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号	木下 尚久
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号	長谷川 恒則
株式会社ツジオカ	伊勢市曾祢一丁目 8 番 16 号	辻岡 良幸
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	上山 健二
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目 12 番 10 号	奥野 俊寛
株式会社三峰	東京都中野区弥生町六丁目 10 番 11 号	川村 益充
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2 番地 1 号	寺脇 栄一
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	藤原 祐介
株式会社スーパースター	津市鳥居町 275 番地	松井 秀文
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和 2-2-17	猪飼 千寿子
有限会社 BE UP	松阪市船江町 523 番地 6	大森 実
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
谷口石油株式会社	四日市市鶉の森一丁目 13 番 43 号	中村 壽雄
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目 2 番 17 号	井元 憲生

株式会社アダストリア	茨城県水戸市三丁目1番27号	福田 三千男
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行
株式会社盛田	青森県八戸市大字三日町14番地1	盛田 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治
あちは株式会社	愛知県名古屋市中千種区今池四丁目15番5号	阿知波 雅大
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
林 鴻武	松阪市南町25番地	-
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市矢木二丁目395番地1	北方 康弘
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目9番38号	滝川 和彦
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号	上田 利昭
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目92番地	中澤 道盛
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富澤 昌宏
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125番地の1	向井 正太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	高橋 芳枝
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585番地の1	岩井 勝己
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島 康広
株式会社シシュノン	愛知県名古屋市中千種区星ヶ丘元町16番11号	鈴木 周二
植本 優	津市一身田上津部田1547番地61	-
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目2番13号	山口 幸一
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	藤原 信幸

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久
株式会社オンワード樞山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	長谷川 恒則
株式会社ツジオカ	伊勢市曾祢一丁目8番16号	辻岡 良幸
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	上山 健二
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目12番10号	奥野 俊寛
株式会社三峰	東京都中野区弥生町六丁目10番11号	川村 益充
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番地1号	寺脇 栄一
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介
株式会社ヌーボーガール	津市鳥居町275番地	松井 秀文
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和2-2-17	猪飼 千寿子
有限会社BE UP	松阪市船江町523番地6	大森 実
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803番地	松本 規義
TANIX株式会社	四日市市鶴の森一丁目13番43号	中村 壽雄
株式会社バリューブランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生
株式会社アダストリア	茨城県水戸市三丁目1番27号	福田 三千男

株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行
株式会社盛田	青森県八戸市大字三日町14番地1	盛田 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治
株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
林 鴻武	松阪市南町25番地	-
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市矢木二丁目395番地1	北方 康弘
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目9番38号	滝川 和彦
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号	上田 利昭
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目92番地	中澤 道盛
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富澤 昌宏
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125番地の1	向井 正太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	吉田 嘉明
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585番地の1	岩井 勝己
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島 康広
株式会社シジュノン	愛知県名古屋市中千種区星ヶ丘元町16番11号	鈴木 周二
植本 優	津市一身田上津部田1547番地61	-
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目2番13号	山口 幸一
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	藤原 信幸

3 変更年月日

2(1) 令和3年4月1日

2(2) 令和2年10月1日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の名称、代表者の変更及び小売業者の退店のため

5 届出の日

令和3年5月10日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ鈴鹿高岡店・パーティハウス鈴鹿店

鈴鹿市高岡町旭 2078 番地ほか 8 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男
株式会社桐生	三重県鈴鹿市神戸二丁目 7 番 30 号	桐生 和明

3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

4 変更理由

代表者変更及び小売業者の変更のため

5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 379 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ鈴鹿木田店

鈴鹿市木田町字石ヶ広 1059 番 3 の一部ほか 12 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 380 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ名張西原店

名張市西原町 2440 番ほか 12 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称)オークワ名張西原店

名張市西原町 2440 番ほか 12 筆

(変更後)

オークワ名張西原店
名張市西原町 2440 番ほか 12 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	藤田 勝幸

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	伊藤 光博

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

2(1) 令和 2 年 3 月 26 日

2(2) 令和 3 年 4 月 1 日

2(3) 令和 3 年 2 月 21 日

4 変更理由

2(1) 店舗正式名称の決定のため

2(2) 及び(3)代表者の変更のため

5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 381 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ亀山店

亀山市栄町萩野 1488-154 ほか 14 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- 3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

- 4 変更理由

代表者の変更のため

- 5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 382 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ サウス亀山店

亀山市菅内町 1369 番 1

- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- 3 変更年月日

令和 3 年 2 月 21 日

- 4 変更理由

代表者の変更のため

- 5 届出の日

令和 3 年 4 月 30 日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 383 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ熊野店

熊野市井戸町中芝 436-14 ほか 13 筆

- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- 3 変更年月日
令和 3 年 2 月 21 日
- 4 変更理由
代表者変更のため
- 5 届出の日
令和 3 年 4 月 30 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 384 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ有馬店
熊野市有馬町 5321-3 ほか 1 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

- 3 変更年月日
令和 3 年 2 月 21 日
- 4 変更理由

代表者の変更のため

- 5 届出の日
令和3年4月30日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和3年6月1日から同年10月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 385 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワいなべ店
いなべ市大安町石樽東字下島ヶ原1928-1ほか5筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

 (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

 (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣
- 3 変更年月日
令和3年2月21日
- 4 変更理由
代表者変更のため
- 5 届出の日
令和3年4月30日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 386 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ伊賀新堂店

伊賀市新堂字中出 214 番地 1 ほか 10 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者の変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 387 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定

により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワみえ朝日インター店
三重郡朝日町向陽台3丁目2-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑 弘嗣

3 変更年月日

令和3年2月21日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和3年4月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月1日から同年10月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第388号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パーク七里御浜モール

南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	奥地 常男
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	辻 利文

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	奥地 常男
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
御浜商業協同組合	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	檜作 純三
御浜商業開発株式会社	南牟婁郡御浜町大字神木 2065-1	田中 寛
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町賀茂工業団地	矢野 博丈
有限会社エンジェル	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	福井 さよこ
株式会社ガーデンタシマ	熊野市木本町赤坂 648-10	立嶋 昭三
有限会社マルニシみかん店	南牟婁郡御浜町大字下市木 4645-199	西 力
京都宝製菓株式会社	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺造路町 31	河越 将守
KC 運営委員会	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	中丈 治
牧山 実	和歌山県新宮市谷王 3-2	-
勝田 多鶴子	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
檜作 純三	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
川合 いさ	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
柏木 秀和	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
端地 五十鈴	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
古川 量久	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
田上 和利	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
下川 和亮	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-
内水 みえ	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 5	-

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
パーク七里御浜株式会社	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926 番地の 1	辻 利文
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 弘嗣
有限会社すぎもと農園	南牟婁郡御浜町大字神木 394 番地	杉本 賢
有限会社たなか	和歌山県新宮市春日 9 番 4 号	田中 裕也
端地 五十鈴	南牟婁郡御浜町大字阿田和 6451 番地の 2	-
川合 順子	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4236 番地	-

勝田 多鶴子	熊野市有馬町大字下市木 4542 番地の 58	-
檜作 純子	南牟婁郡御浜町大字下市木 2525 番地 3	-
松本 まさよ	和歌山県新宮市蜂伏 11 番地の 54	-

- 3 変更年月日
令和 3 年 2 月 21 日
- 4 変更理由
2(1)代表者変更及び誤記修正のため
2(2)代表者及び小売業者の変更のため
- 5 届出の日
令和 3 年 4 月 30 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 389 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿 A ゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8922 ほか 10 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 390 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿 B ゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか 9 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 391 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
一号館北楠店
四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番 7 ほか 3 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
当該地は、楠小学校及び楠中学校の通学区域である。営業時間の変更により、児童や生徒の通学経路の一部と、来客車両経路及び業者車両経路が重複することから、特に通学時間帯において、歩行者及び自転車への安全対策について十分な配慮を行うこと。
必要駐輪場台数の確保に努めること。
自動二輪車の駐車場確保に努めること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排気ガスや騒音の軽減に努めること。
搬入車両の入庫作業と荷捌きは、苦情等が発生しないよう配慮して行うこと。
実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。
 - (3) 廃棄物に係る事項
事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、予め四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。
 - (4) その他の事項
周辺住民の日常生活に支障をきたさないよう当該店舗変更計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知するとともに、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸課題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決をはかること。
環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に許可が必要となることから予め四日市市環境部環境保全課と協議を行うこと。
青少年の健全育成のため、青少年の見守り活動等に協力すること。
四日市市子ども未来部青少年育成室の補導員が街頭パトロール巡回を実施する際には、理解頂くとともに協力をを行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 3 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 392 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
山居 3 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
北牟婁郡紀北町長島
- 3 区域の土地の表示

北牟婁郡紀北町長島字治五兵衛谷 380 番 1 の一部、380 番 6 の一部、382 番の一部、383 番 1 の一部、383 番 2 の全部、384 番 1 の全部、384 番 2 の一部、384 番 3 の全部及び 384 番 4 の全部の土地、字蓮池ノ上 543 番 1 の一部及び 543 番 2 の全部の土地並びにこれらに介在する公有地

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
名張市
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 8 月から平成 29 年 3 月まで
- 3 成果の名称
名張市(南町及び朝日町)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
名張市南町・朝日町地内
- 5 認証年月日
令和 3 年 5 月 20 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
亀山市
- 2 調査を行った期間
平成 26 年 10 月から平成 28 年 1 月まで
- 3 成果の名称
亀山市みずほ台の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
亀山市みずほ台地内
- 5 認証年月日
令和 3 年 5 月 20 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成 21 年 1 月から平成 23 年 3 月まで
- 3 成果の名称
いなべ市(北勢町阿下喜字西谷・間坂地区)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市北勢町阿下喜地内

- 5 認証年月日
令和3年5月20日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
大台町
 - 2 調査を行った期間
平成26年7月から平成31年3月まで
 - 3 成果の名称
多気郡大台町弥起井①②③地区の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
多気郡大台町大字弥起井・大字佐原地内
 - 5 認証年月日
令和3年5月20日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
度会町
 - 2 調査を行った期間
平成26年7月から平成29年3月まで
 - 3 成果の名称
度会郡度会町（麻加江横内）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
度会郡度会町麻加江地内
 - 5 認証年月日
令和3年5月20日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
度会町
 - 2 調査を行った期間
平成26年7月から平成30年3月まで
 - 3 成果の名称
度会郡度会町（麻加江奥屋敷）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
度会郡度会町麻加江地内
 - 5 認証年月日
令和3年5月20日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
紀北町
- 2 調査を行った期間
平成20年7月から令和2年7月まで
- 3 成果の名称
紀北町相賀(本地5地区)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
北牟婁郡紀北町相賀地内
- 5 認証年月日
令和3年5月20日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木英敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業(湛水防除事業(小規模))	松ヶ崎地区	令和3年3月25日

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

令和3年6月1日

三重県知事 鈴木英敬

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 h a
員弁川	水源のかん養	158.21
	土砂の流出の防備	276.01
四日市地区	水源のかん養	3.26
	土砂の流出の防備	239.81
	土砂の崩壊の防備	0.06
鈴鹿川	水源のかん養	84.22
	土砂の流出の防備	281.17
北勢	公衆の保健	288.52
安濃川	水源のかん養	112.17
	土砂の流出の防備	27.84
雲出川	水源のかん養	281.91
	土砂の流出の防備	197.99
津地方	公衆の保健	60.88
櫛田川	水源のかん養	744.82
	土砂の流出の防備	271.58
宮川上流	水源のかん養	1096.09
	土砂の流出の防備	168.04
松阪地方	公衆の保健	118.08
宮川下流	水源のかん養	532.43
	土砂の流出の防備	119.36

志摩地区	水源のかん養	66.82
	土砂の流出の防備	76.88
五ヶ所地区	水源のかん養	4.00
	土砂の流出の防備	24.06
吉津地区	水源のかん養	250.78
	土砂の流出の防備	93.40
	干害の防備	1.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0.72
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.18
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0.36
南勢志摩	公衆の保健	27.90
伊賀地区	水源のかん養	173.31
	土砂の流出の防備	255.89
伊賀	公衆の保健	92.46
尾鷲地区	水源のかん養	825.98
	土砂の流出の防備	303.92
紀北	公衆の保健	23.02
木本地区	水源のかん養	53.21
	土砂の流出の防備	21.61
熊野川	水源のかん養	225.27
	土砂の流出の防備	181.23
紀南	公衆の保健	1.15

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域
員弁郡東員町大木及び同町長深

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 4 月 28 日に終了した旨、津地方法務局長から通知がありました。

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市垂水、同市津興、同市八幡町津、同市八幡町藤方、同市藤方及び上弁財町の一部並びに同市藤枝町

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
